

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

令和元年度臨時理事会議事録要旨

1. 開催日時 令和元年7月22日(月)15時30分～16時15分
 2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
 3. 理事総数及び定足数
総数23名、定足数12名
 4. 出席理事数15名
(出席) 下田智久、中村 靖、平野宏一、大野泰雄、関口洋一、石原健夫、板波英一郎、小杉哲平、駒村純一、武原正明、橋本雅男、宮崎修一、山田英生、脇坂真司、吉田武美
(欠席) 鈴木信二、阿南久、泉澤勝弘、白杵孝一、折井雅子、清水 誠、森 伸夫、矢頭 徹
(出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
 5. 議 題 新たな協会事業への取り組みについて
 6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で事務局長から出席15名であり、定款第46条の規定に基づき定足数が充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款第45条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第50条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した監事とし議案の審議に移った。
(決議事項)
- 議 題 新たな協会事業への取り組みについて
- 議長より、本日の臨時理事会は特定保健用食品の公正競争規約を導入する件について審議してもらいたい。現在、特定保健用食品については協会内の審査会で自主基準を作り運用して実績を上げているが、自主基準ということであるので限界があり、細かい指導、援助が出来ない状況にある。自主基準について法律に基づく規約を導入することにより、より正確な情報を消費者に提供できないか考えている。また、特定保健用食品についても知名度が高まり業界の発展に資するのではないかと考えている。本日審議をしていただき承認をいただいたら、所定の手続きに入り新年度より実施していきたいとの説明があった。
- 次に事務局長より、資料に基づき説明があった。説明によると特定保健用食品の公

正規約策定へ向けた取り組みについての背景と目的として、現在、当協会は特定保健用食品の広告自主基準を策定し運用してきたが、今後、広告自主基準の格上げを図り公正規約を作りたい。規約は消費者庁と公正取引委員会の認定を受け設定するのが業界のルールである。既に乳製品、飲料、菓子類等 64 の業種で表示規約が設定済みであるが、この度の規約策定により、規約遵守により消費者の信頼感が増し、業界のステータスはワンランクアップし、業界全体が一流と認められるようになることのであった。また、そのことによる公正競争規約策定のメリット等 8 項目について説明があった。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

副理事長： 特定保健用食品で公正競争規約を策定したいということだが、現在、特定保健用食品はきびしい条件の中で製造、販売をしている。その上で改めて公正競争規約を作るのは意味があるのか、販売している会員が快く承諾してくれるのか。また、協議会設立準備委員会メンバーが 16 社あるが、このメンバーには根回しをして快く承諾してもらっているのか。会員や消費者のメリットを考えるなら特定保健用食品だけではなく保健機能食品全体に網掛けをする公正競争規約の方がいいのではないかと思うが、この度、特定保健用食品だけを先に進めることにしたのは何故か。

事務局： 特定保健用食品については既に広告審査を行っているし定義ができています。数年前に協会健康食品全体に公正競争規約を作れないか検討したが健康食品の定義ができなかったということで実施できなかった。特定保健用食品は国が許可しているものを対象に広告審査をしているので比較的早く仕組みをつくることのできるだろうということで先に行うことにした。過去の事例で特保の大手事業者がずっと続けていた広告が急に消費者庁から違反の指摘をうけてかなりのダメージを受けたこと、また、関与成分が入っていないということで指導を受けたりした事業者もあった。一回でも指摘をうけると会社の命取りになる場合がある。今後の特定保健用食品のことを考え、新しい公正競争規約を取り入れしっかりした事業を行い、行政機関から指導を受けることのない形を確立させたい。消費者にも公正競争規約に従い過大な広告をしていない事業者だということをピーアール出来たらいいと考えている。また、協議会設立準備委員会メンバーとして考えている半数くらいにはこの考えを話してみた。広告部会に参画している会社からはいいのではないかと回答を得ている。本日承認を得たら、それ以外の会社も精力的に回ろうと思っている。保健用食品全体に範囲を広げた方がいいのではないかと

ということについては、全くその通りだと思う。保健機能食品というと先ず機能性表示食品が挙げられるが、機能性表示食品は今制度が出来て混とんと動いている状態で、表現の仕方もいろいろ変わってきている。今の段階で公正競争規約にするには時期尚早と思う。まず、特定保健用食品で公正競争規約を作りしっかりした土台を作りたい。そのうえで機能性表示食品を入れていく方向がいいのかと考えている。

業務執行理事： 公正競争規約について詳しくわからないのだが、このようなものはコストとメリットを見て企業が入るかどうかを決めると思う。公正競争規約のマークを付けた場合どのようなコストが発生するのか。メリットについては先ほど事務局から説明があったが、そのことがきちんと説明できればうまく話が進むのではないか。また、特定保健用食品を先にするという事は、私の理解では保健機能食品全体を行おうとすると時間がかかるので、協会としては先ず特定保健用食品で実施して実績を作り次に機能性表示食品にすると速く進むという考え方ということではないか。

議長： 今の件について、機能性表示食品は非常に大きな市場になりつつあるが、まだ発展途上の段階にある。従ってそれに対して公正競争規約を行おうとすると調整に非常に時間がかかると考える。特定保健用食品については今までの実績等々考えるとスムーズにいくのではないかと思う。またメリットの面では消費者庁からのいきなりの指導は無くなり、相談についても一企業で相談に行っても返事をしてくれない場合があるがそこは今後大丈夫になる。というようなことで、特定保健用食品を先行したいと考えている。行く行くは健康食品といわれる分野のものを導入していきたいという希望はあるが当面は難しいと考える。

事務局長： コストについては、主なものは協議会の人件費になると思う。また、マークを作った場合は開発費用及び各企業については包材を修正する費用がかかると思う。マークについては作って付けてもいいし、そうでなくてもいい。協議会で決めることだと思う。

業務執行理事： マークについて、特保のマークがあるので付けないということになると包材も直さなくてもいいし、そんなにコストがかからないというイメージでいいか。

事務局長： 連合会に確認したところ協議会を作ったところが全てマークを作っているわけではなく自由でいいということだ。事務局についても業務量にもよるが、本体の組織が兼務してもいいということなのでこれらを考慮した人件費等を会費に転化するということになる。

業務執行理事： 例えば、協会で兼務することになると人件費がセーブできると

ということか。

事務局長： 業務量にもよるがそのようなことを考えている。

業務執行理事： これは業界の規約ではなく国の規約と考えていいか。

事務局長： 業界が規約案を消費者庁に提出して消費者庁と公正取引委員会で認定してもらうことになる。

業務執行理事： 国の規約に準ずることになるとアウトサイダーへの国の規制もこれに従ってやることになるかと推定していいか。

事務局長： 規約を作ったときは国の承認を得るので、それに合致しているということは国とほぼ同じ考え方になる。参加しているところについてはそれを使う、参加していないところは今までどおり直接国とやっってくださいということになる。

業務執行理事： アウトサイダーに対する規制は国が直接やるということになるということか。

事務局長： 国の考えに従って基準を作って、その基準に入っているところはその中でやっってください、それ以外のところは国の規準で直接やっってくださいということだ。

業務執行理事： 特定保健用食品の公正競争規約ができれば、この時点では機能性表示食品は対象にしないが、先々その考え方とか基準は準用されるということか。

事務局長： 公正競争規約を作って業界が自主的に活動してレベルを上げていくということについては準用されると思う。特定保健用食品と機能性表示食品の大きな違いは特定保健用食品は表示の文言を国が認めているが、それをどれだけ広告に出すかということになる、一方で機能性表示食品はエビデンスを取ってそのエビデンスに自己責任で表示をしているが、エビデンスと表示にどんな関係があるのか、どこまで認めるのかそこはかなり難しい問題になっている。それは国がある程度のネガティブリスト、ポジティブリストを出さないと標準が作れないということになる。

業務執行理事： 私が気になったのは、特定保健用食品に公正競争規約を作って機能性表示食品は作らないと特定保健用食品は今でも規制が厳しいのに、今後委縮していくのではないかと心配したのだが。

事務局長： 今実施しようとしていることは、私共でやっている自主基準の広告審査会をそのまま持っていくということを考えている。厳しくするということは考えていない。今まで自主的にやっていたものを国のお墨付きがある形にするということを考えている。

理事： 私は、歯磨き工業会、OTC医薬品協会を経験しているが、歯磨き工業

会は会員が十数社程度で自主基準で規制している、OTC医薬品協会は薬機法で規制されるといいながら、いくつかのメーカーはメンバーではないから審査会の言うことを聞かないところがある。健康食品業界の場合、規約に入っていない事業者がはるかに多い。大手企業で規約に加盟しているところだけ襟を正すことになる。このような状況がかなりあるということが予想される中で、それを踏まえてあえて実施するのか。この協議会が示すものが全体の規範になれる方向性を行政がきっちり出してくれるか、グレーか黒に近いものをもっと取り締まってもらえるのか、そこまでコミュニケーション取れるかどうかこれが一つの条件になるのかと思う。

議長： P8に活動内容を示しているが、その中で「非会員への警告・消費者庁への通告」とある。アウトサイダーで目に余るものについてはおかしいということを公正取引委員会は言える、また、更に悪質なものについては消費者庁へ通告することまでできるので今より強い姿勢でいけると考えている。

理事： 消費者庁の人に聞くと、消費者庁への通告はしてほしいと言っている。思い切ってやってほしい。

事務局長： 一生懸命やっている事業者が損をするような仕組みは作りたくないと考えている。

副理事長： 心配な点があるのだが、本日の理事会で特定保健用食品の公正競争規約策定が承認されて実施が決定して、協会が中心となって実施するというのをプレスリリースした場合、第三者がこれに触発されて横から出てきて同じようにやると言い出す心配はないのか。

議長： 当然あり得ると思う。協会としては着実に実績を踏んでいけば、機能性表示をしている事業者からも道を開いてほしいという要望が今後出てくことを期待している。機能性表示食品を作っている事業者は弱体なところが多いので、そのために会費見直しの委員会を作り検討すること考えている。そのようなことと併せて機能性表示食品を作っている事業者協会に入ってもらおう努力をしていこうと思っている。

業務執行理事： 私はヤクルト本社ですが、発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会に加盟し表示等をしているが、その中で特定保健用食品は特定保健用食品の規則に則するという条文になっている。これからこの事業を実施する場合、それぞれの公正競争規約があるところとの整合性が難しくなってくると思うのでそこを十分考慮しながら進めてほしいと思う。

事務局長： 元々、乳製品や飲料等は縦型でやってきたが、特定保健用食品は食品の種類がばらばらなので横ぐしでやることになる。その作り方は初めに近いことなので消費者庁の指導を仰ぎながらしっかりした形にしたいと

考えている。

理事長： いろいろ意見をいただいたが、本議案の内容で実施をさせていただきたいと思う。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、新たな協会事業への取り組みについて原案通り出席理事全員一致で可決した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時15分、議長は閉会を宣言し、解散した。